

2020年5月7日

各位

不動産投資信託証券発行者名

G L P 投 資 法 人

代表者名 執 行 役 員 三 浦 嘉 之

(コード番号：3281)

資産運用会社名

GLP ジャパン・アドバイザーズ株式会社

代表者名 代 表 取 締 役 社 長 三 浦 嘉 之

問合せ先 執行役員 CFO 兼経営企画部長 三木 久武

(TEL. 03-3289-9630)

### 規約一部変更及び役員選任に関するお知らせ

GLP 投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、本日開催の役員会において、規約の一部変更及び役員選任に関して、下記の通り 2020 年 5 月 28 日に開催する本投資法人の第 8 回投資主総会に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。なお、下記事項は当該投資主総会での承認可決をもって効力を生じます。

本投資法人は、新型コロナウイルスの国内での感染状況を踏まえ、本投資主総会を開催することについて慎重に検討していますが、現時点では以下の点を踏まえ 2020 年 5 月 28 日に開催することを予定しています。

- (1) 投資主総会が法令に基づく重要な意思決定機関であること
- (2) 法令上、オンラインでの開催が困難なこと
- (3) 延期とする場合、招集通知の再発送等に係る追加費用が発生すること
- (4) 投資主は、書面による議決権の行使が可能であり、出席できないことが議決権行使の妨げとならないこと

なお、本来であれば、ご意見やご質問を直接賜るとともに、本投資法人への理解を深めていただきたく、投資主の皆様にご出席をいただくようお願いを申し上げますところですが、政府からの緊急事態宣言による新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた明確な要請が発信されている現状に鑑み、**投資主の皆様におかれましては、本投資主総会への出席を極力お控えいただき、書面による議決権行使をご検討いただければと存じます。**

また、今後の状況の変化によっては、本投資主総会の延期のお知らせや本投資主総会における感染拡大防止に向けた対応方法の変更に関するお知らせを本投資法人のホームページ\*に掲載する場合がございますので、あわせてご確認いただきますようお願い申し上げます。

\*本投資法人のホームページアドレス：<https://www.glpjreit.com>

記

1. 規約一部変更について

- (1) 法令番号を除き、規約における記載を和暦表記から西暦表記に変更するものです（規約第 9 条第 1 項、第 16 条第 1 項関連）。
- (2) 近時の少数投資主による投資主提案に係る議論も踏まえ、相反する趣旨の議案を提出することが性質上難しいと考えられ、かつ、みなし賛成制度がその本来の趣旨とは異なる結果をもたらす可能性のある投資主総会決議事項のうち、投資法人のガバナンスの構造に大きな影響を与える事項について、投資主の意思をより直接的に反映させるべく、投資信託及び投資法人に関する法律第 93 条第 1 項及び規約第 15 条第 1 項に定めるみなし賛成制度の適用対象外とする旨の規定を新設するものです（規約第 15 条第 2 項関連）。
- (3) 本投資法人のさらなる投資機会の拡大のため、物流施設との親和性が高いと考えられるデータセンター、研究施設、工場その他の企業活動の基盤の用に供される不動産を、本投資法人の投資対象として特に具体的に明記するものです（規約別紙 1 II.関連）。
- (4) その他、字句の調整及び条項数の整備を行うものです。

（規約一部変更に関する詳細につきましては、添付の「第 8 回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。）

2. 役員選任について

執行役員三浦嘉之、監督役員井上寅喜及び山口孝太の両名は、2020 年 5 月 31 日をもって任期満了となるため、2020 年 6 月 1 日付で改めて執行役員 1 名（三浦嘉之）及び監督役員 2 名（井上寅喜及び山口孝太）を選任するものです。

また、執行役員もしくは監督役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、2020 年 6 月 1 日付で、補欠執行役員 1 名（三木久武）及び補欠監督役員 1 名（加瀬豊）の選任をお願いするものです。

（役員選任に関する詳細につきましては、添付の「第 8 回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。）

3. 投資主総会等の日程

2020 年 5 月 7 日	投資主総会提出議案の役員会決議
2020 年 5 月 12 日	投資主総会招集通知の発送（予定）
2020 年 5 月 28 日	投資主総会開催（予定）

4. 今後の見通し

本投資主総会開催につきましては業績予想に織り込み済みであり、2020 年 4 月 15 日付公表の「2020 年 2 月期 決算短信」にて公表した 2020 年 8 月期（2020 年 3 月 1 日～2020 年 8 月 31 日）及び 2021 年 2 月期（2020 年 9 月 1 日～2021 年 2 月 28 日）の運用状況の予想から変更はございません。

以 上

\*本投資法人のホームページアドレス : <https://www.glpjreit.com>

(証券コード 3281)

2020年5月12日

投資主各位

東京都港区東新橋一丁目5番2号  
汐留シティセンター

GLP投資法人

執行役員 三浦嘉之

## 第8回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は本投資法人に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第8回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ですが後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書面に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年5月27日（水曜日）午後6時までには到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人におきましては、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項に基づき、現行規約第15条第1項及び第2項において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。従いまして、投資主様が当日投資主総会にご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）について、賛成されたものとみなしてお取扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

（本投資法人現行規約抜粋）

（みなし賛成）

第15条

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬 具

## 記

1. 日 時：2020年5月28日（木曜日）午後1時30分  
（なお、受付開始時刻は、午後1時を予定しています。）
2. 場 所：東京都中央区日本橋兜町2番1号  
東京証券取引所ビル 2階 東証ホール  
（末尾の投資主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 投資主総会の目的である事項：

### 決議事項

- 第1号議案：規約一部変更の件
- 第2号議案：執行役員1名選任の件
- 第3号議案：補欠執行役員1名選任の件
- 第4号議案：監督役員2名選任の件
- 第5号議案：補欠監督役員1名選任の件

以上

---

### （お願い）

- ◎当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主の方1名を代理人として本投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎新型コロナウイルスの国内における感染状況を踏まえ、本投資主総会において、感染拡大防止に向けた対応を行います。詳しくは、後記「新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について」をご確認いただきますようお願い申し上げます。また、今後の状況の変化によっては、本投資主総会の延期のお知らせや本投資主総会における感染拡大防止に向けた対応方法の変更に関するお知らせを本投資法人のホームページ（<https://www.glpjreit.com/>）に掲載する場合がございますので、あわせてご確認くださいようお願い申し上げます。
- ◎投資主総会参考書類を修正する場合の周知方法  
投資主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を本投資法人のホームページ（<https://www.glpjreit.com/>）に掲載いたしますので、ご了承ください。
- ◎本投資主総会にご出席の投資主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

## 新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

新型コロナウイルスの国内での感染状況を踏まえ、投資主の皆様の安全を第一に考え、会場での感染拡大防止にできる限り努めるべく、従前よりも規模を縮小して開催いたしますこと、何卒ご容赦いただきますようお願い申し上げます。

また、本投資主総会における新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、経済産業省及び法務省が2020年4月2日付で公表した「株主総会運営に係るQ&A」を参考に、以下の対応を行うことを予定しております。投資主の皆様のご理解及びご協力をお願い申し上げます。

なお、今後の状況の変化によっては、下記の対応方法の変更に関するお知らせを本投資法人のホームページ (<https://www.glpjreit.com/>) に掲載する場合がございますので、あわせてご確認くださいようお願い申し上げます。

### <投資主様へのお願い>

- 本投資主総会の議決権は書面によって行使することもできますので、投資主の皆様におかれましては、投資主の皆様の安全の観点から、本投資主総会にご出席いただく代わりに、同封の議決権行使書面により議決権を行使することをご検討ください。
- ご高齢の方や基礎疾患がある方、妊娠されている方におかれましては、本投資主総会へのご出席を見合わせることをご検討ください。
- 突然の会場使用の制限等や今後の状況の変化等により、やむを得ず本投資主総会を延期する場合もございます。本投資主総会の延期に関するお知らせを本投資法人のホームページ (<https://www.glpjreit.com/>) に掲載する場合がございますので、ご確認くださいようお願い申し上げます。

### <来場される投資主様へのお願い>

- 当日の会場では、来場された投資主様のお席並びに本投資法人の役員、補欠役員候補者及び運営スタッフの席の間隔を広くとるため、例年よりも少ない座席数のご用意となり、十分な数のお席を確保できない可能性がございます。万が一お席がご用意できない場合、会場内への入場を制限させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

- 役員、補欠役員候補者及び運営スタッフは、マスクを着用した状態で対応をさせていただきますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。
- ご来場の投資主様におかれましては、マスクを着用の上で会場へお越しいただき、会場受付に設置しておりますアルコール消毒液による手指の消毒にご協力いただきますようお願い申し上げます。
- 会場受付にて体温測定を実施させていただきます。測定時に37.5℃以上の発熱がある投資主様には、本投資主総会へのご出席をご遠慮いただくようお願いすることもございますので、あらかじめご了承ください。また、本投資主総会中に体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声掛けをさせていただきます、ご出席をご遠慮いただくようお願いすることもございますので、あらかじめご了承ください。
- 上記の各対応により、会場受付の混雑が見込まれますので、会場へお越しいただく際は、なるべくお早めにご来場くださいますようお願い申し上げます。
- 従前投資主総会終了後に開催しておりました、本投資法人の資産運用会社であるG L P ジャパン・アドバイザーズ株式会社による「運用状況報告会」は、投資主の皆様への会場滞在時間の短縮を目的として開催しないことといたしました。投資主の皆様におかれましては、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。
- このほか、本投資主総会の秩序維持の観点から、必要な措置を講じる場合がございますので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

以上、時節柄、投資主の皆様におかれましては、ご理解及びご協力を賜りますよう、よろしくようお願い申し上げます。

## 投資主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案：規約一部変更の件

##### 1. 変更の理由

- (1) 法令番号を除き、規約における記載を和暦表記から西暦表記に変更するものです（規約第9条第1項、第16条第1項関連）。
- (2) 近時の少数投資主による投資主提案に係る議論も踏まえ、相反する趣旨の議案を提出することが性質上難しいと考えられ、かつ、投資法人のガバナンスの構造に大きな影響を与え、投資主の利益に影響を及ぼす可能性がある投資主総会決議事項について、投資主の意思をより直接的に反映させるべく、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項及び規約第15条第1項に定めるみなし賛成制度の適用対象外とする旨の規定を新設するものです（規約第15条第2項関連）。
- (3) 本投資法人のさらなる投資機会の拡大のため、物流施設との親和性が高いと考えられるデータセンター、研究施設、工場その他の企業活動の基盤の用に供される不動産を、本投資法人の投資対象として特に具体的に明記するものです（規約別紙1 II. 関連）。
- (4) その他、字句の調整及び条項数の整備を行うものです。

## 2. 変更の内容

現行規約の一部を、次のとおり変更しようとするものです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 規 約	変 更 案
<p>(招集及び開催)</p> <p>第9条 1. 本投資法人は、<u>平成30年</u>5月1日及びその日以後、遅滞なく、投資主総会を招集し、以降、隔年毎の5月1日及びその日以後、遅滞なく、投資主総会を招集する。また、本投資法人は、必要があるときは、随時投資主総会を招集する。</p> <p>2. ～4. (記載省略)</p> <p>(みなし賛成)</p> <p>第15条 1. (記載省略) (新設)</p> <p>2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。</p>	<p>(招集及び開催)</p> <p>第9条 1. 本投資法人は、<u>2018年</u>5月1日及びその日以後、遅滞なく、投資主総会を招集し、以降、隔年毎の5月1日及びその日以後、遅滞なく、投資主総会を招集する。また、本投資法人は、必要があるときは、随時投資主総会を招集する。</p> <p>2. ～4. (現行のとおり)</p> <p>(みなし賛成)</p> <p>第15条 1. (現行のとおり)</p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、前項のみなし賛成の規定は、投信法第104条第1項(役員及び会計監査人の解任)、第140条(規約の変更)(但し、みなし賛成に関連する規定の策定又は改廃に限る。)、第143条第3号(解散)、第205条第2項(資産の運用に係る委託契約の解約に対する同意)又は第206条第1項(資産の運用に係る委託契約の解約)に係る議案の決議には適用しない。</u></p> <p>3. <u>第1項</u>の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(基準日)</p> <p>第16条 1. 本投資法人が第9条第1項第一文の規定に基づき投資主総会を招集する場合には、本投資法人は、<u>平成30年</u>2月末日及び以後、隔年ごとの2月末日における最終の投資主名簿に記載又は記録されている投資主をもって、当該投資主総会において権利を行使することのできる投資主とする。</p> <p>2. (記載省略)</p> <p>別紙1 資産運用の対象及び方針</p> <p>I. (記載省略)</p> <p>II. 投資態度</p> <p>1. 本投資法人は、物流施設又は物流施設に付随・関連する不動産を本体又は裏付けとする不動産関連資産(第Ⅲ項1.において定義される。)を主たる投資対象とする。</p> <p>2. 本投資法人のポートフォリオの構築に当たっては、地理的分散を考慮に入れ、人口分布、域内総生産及び域内<u>物流</u>動向等を考慮し、各地域区分ごとに投資比率の目標を定め投資を行うものとする。</p> <p>3. ~5. (記載省略)</p> <p>III. ~V. (記載省略)</p>	<p>(基準日)</p> <p>第16条 1. 本投資法人が第9条第1項第一文の規定に基づき投資主総会を招集する場合には、本投資法人は、<u>2018年</u>2月末日及び以後、隔年ごとの2月末日における最終の投資主名簿に記載又は記録されている投資主をもって、当該投資主総会において権利を行使することのできる投資主とする。</p> <p>2. (現行のとおり)</p> <p>別紙1 資産運用の対象及び方針</p> <p>I. (現行のとおり)</p> <p>II. 投資態度</p> <p>1. 本投資法人は、物流施設又は物流施設に付随・関連する不動産を本体又は裏付けとする不動産関連資産(第Ⅲ項1.において定義される。<u>以下同じ。</u>)を主たる投資対象とする。<u>また、これに加えて、本投資法人は、データセンター、研究施設、工場その他企業活動の基盤の用に供される不動産又はこれらに付随・関連する不動産を本体又は裏付けとする不動産関連資産も投資対象とする。</u></p> <p>2. 本投資法人のポートフォリオの構築に当たっては、地理的分散を考慮に入れ、人口分布、域内総生産及び<u>物流</u>動向をはじめとする域内動向等を考慮し、各地域区分ごとに投資比率の目標を定め投資を行うものとする。</p> <p>3. ~5. (現行のとおり)</p> <p>III. ~V. (現行のとおり)</p>

## 第2号議案：執行役員1名選任の件

執行役員三浦嘉之は、2020年5月31日をもって任期満了となります。つきましては、2020年6月1日付で、執行役員1名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案が承認された場合、執行役員の任期は、現行規約第20条第1項本文の定めにより、2020年6月1日から2年間とします。

なお、執行役員の選任に関する本議案は、2020年5月7日開催の役員会において、監督役員の全員の同意によって本投資主総会への提出が決議されたものであります。

執行役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略 歴	所 有 投資口数
み うら よし ゆき 三 浦 嘉 之 (1973年8月13日)	1996年4月 日本生命保険相互会社 入社 2002年6月 同社 国際業務部国際金融グループ(海外不動産) 2006年3月 NLI Properties East, Inc. (New York) 出向 2008年3月 NLI International Inc. (New York) (現:Nippon Life Global Investors Americas Inc.) 出向 2011年3月 ニッセイアセットマネジメント株式会社 出向 2012年3月 同社 企画総務部 経営企画室 2016年3月 グローバル・ロジスティック・プロパティーズ 株式会社(現:日本GLP株式会社) 入社 投資運用部長就任 2017年4月 同社 執行役員兼投資運用本部長就任 2019年9月 GLPジャパン・アドバイザーズ株式会社 出向 常務執行役員就任 2019年11月 同社 代表取締役社長就任(現任) 2019年12月 GLP投資法人 執行役員就任(現任)	0口

- ・上記執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社である、GLPジャパン・アドバイザーズ株式会社の代表取締役社長を兼任しております。
- ・上記執行役員候補者と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
- ・上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として、本投資法人の業務全般を執行しております。

### 第3号議案：補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、2020年6月1日付で、補欠執行役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案における補欠執行役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、現行規約第20条第3項の定めにより、第2号議案における執行役員の任期が満了する2022年5月31日までとします。

なお、補欠執行役員の選任に関する本議案は、2020年5月7日開催の役員会において、監督役員的全員の同意によって本投資主総会への提出が決議されたものであります。

補欠執行役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略 歴	所 有 投資口数
み き ひさ たけ 三 木 久 武 (1969年3月5日)	1992年4月 第一生命保険相互会社(現:第一生命保険株式会社) 入社 1996年4月 同社 米国不動産現地法人 出向 2001年4月 同社 不動産部 2003年5月 株式会社プロロジス 入社 2009年7月 GLプロパティーズ株式会社(現:日本GLP株式会社) 入社 資産運用部長就任 2013年4月 同社 経営企画部長就任 2016年4月 同社 経営企画部長兼広報部長就任 2018年4月 GLPジャパン・アドバイザーズ株式会社 出向 執行役員CFO兼経営企画部長就任(現任)	0口

- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社である、GLPジャパン・アドバイザーズ株式会社の執行役員CFO兼経営企画部長を兼任しております。
- ・上記補欠執行役員候補者と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
- ・上記補欠執行役員候補者については、執行役員就任前に本投資法人の役員会の決議をもって、その選任の取消しを行う場合があります。

#### 第4号議案：監督役員2名選任の件

監督役員井上寅喜及び山口孝太の両名は、2020年5月31日をもって任期満了となります。つきましては、2020年6月1日付で、監督役員2名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案が承認された場合、監督役員の任期は、現行規約第20条第1項本文の定めにより、2020年6月1日から2年間とします。

監督役員候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴	所有投資口数
1	井上寅喜 (1956年9月6日)	1980年10月 アーサーアンダーセン東京事務所 (現：有限責任 あずさ監査法人) 入所 2008年7月 株式会社ヒューロンコンサルティング グループ マネージングディレクター就任 2008年7月 井上寅喜公認会計士事務所所長 就任 (現任) 2010年7月 株式会社アカウンティングアドバイザー 代表取締役社長就任 (現任) 2011年6月 パイオニア株式会社 社外監査役就任 2011年9月 GLP投資法人 監督役員就任 (現任) 2016年3月 花王株式会社 社外監査役就任 2016年6月 株式会社あおぞら銀行 社外監査 役就任 (現任)	0口
2	山口孝太 (1974年7月14日)	2000年10月 長島・大野・常松法律事務所 入所 (2000年から2003年まで、2005年 から2011年まで) 2006年5月 Columbia University School of Law 卒業 (LL. M.) 2006年10月 Debevoise & Plimpton LLP (New York) 勤務 2011年9月 木村・多久島・山口法律事務所 開設 パートナー就任 (現任) 2011年9月 GLP投資法人 監督役員就任 (現任) 2013年6月 株式会社平和 社外取締役就任 (現任)	0口

- ・ 上記監督役員候補者兩名と本投資法人との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
- ・ 上記監督役員候補者兩名は、いずれも、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。
- ・ 上記監督役員候補者井上寅喜は、井上寅喜公認会計士事務所の代表者、株式会社アカウンティングアドバイザーの代表取締役社長及び株式会社あおぞら銀行の社外監査役を兼務しております。
- ・ 上記監督役員候補者山口孝太は、株式会社平和の社外取締役を兼務しております。

## 第5号議案：補欠監督役員1名選任の件

監督役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、2020年6月1日付で、補欠監督役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案における補欠監督役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、現行規約第20条第3項の定めにより、第4号議案における監督役員の任期が満了する2022年5月31日までとします。

補欠監督役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略 歴	所 有 投資口数
か せ ゆたか 加 瀬 豊 (1972年5月17日)	1996年10月 監査法人トーマツ (現：有限責任監査法人トーマツ) 入所 2006年7月 加瀬公認会計士事務所 所長就任 (現任) 2015年6月 株式会社オーバル 社外取締役就任 2016年3月 株式会社シンシア 社外監査役就任 (現任) 2016年6月 株式会社オーバル 社外取締役 (監査等委員) 就任 (現任)	0口

- ・ 上記補欠監督役員候補者と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
- ・ 上記補欠監督役員候補者は、加瀬公認会計士事務所の代表者、株式会社シンシアの社外監査役及び株式会社オーバルの社外取締役 (監査等委員) を兼務しております。
- ・ 上記補欠監督役員候補者については、監督役員就任前に本投資法人の役員会の決議をもって、その選任の取消しを行う場合があります。

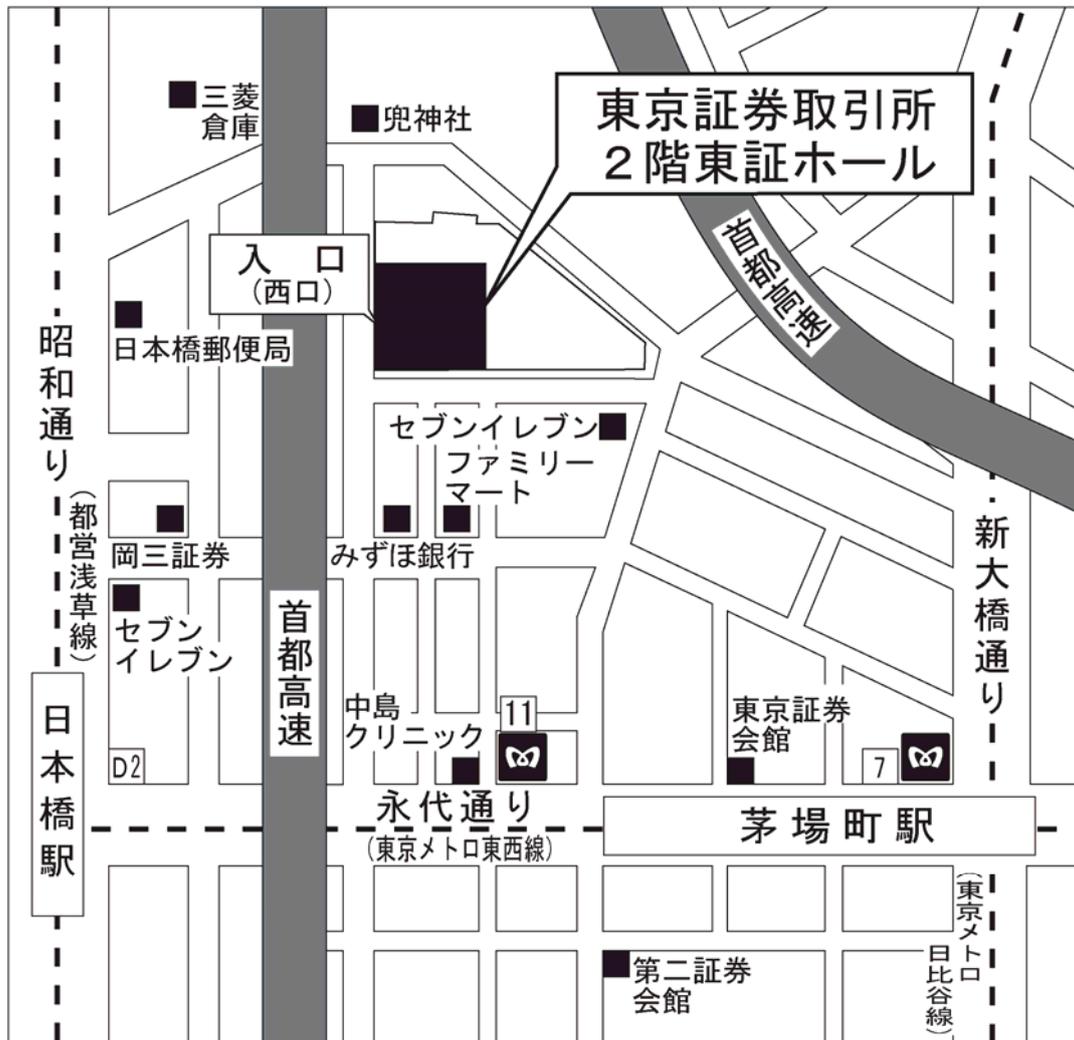
## 参考事項

本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、本投資法人の現行規約第15条第1項及び第2項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記の第1号乃至第5号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。

以 上

# 投資主総会会場ご案内図

会場 東京都中央区日本橋兜町2番1号  
東京証券取引所ビル 2階 東証ホール  
電話 03-3666-0141



## 交通のご案内

東京メトロ東西線	茅場町駅	(出口11)	徒歩5分
東京メトロ日比谷線	茅場町駅	(出口7)	徒歩7分
都営地下鉄浅草線	日本橋駅	(出口D2)	徒歩5分

## お願い

- 東京証券取引所へのご入場は西口よりお願い申し上げます。
- ご入場の際に、警備員による金属探知機の検査があります。
- 会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されるため、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。